

第5期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（第4回）

1 日 時

令和6年1月31日（水） 午後1時から午後3時まで

2 場 所

東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 27

3 出席者

和田委員長、宮古委員長職務代理者、中村委員、梅田委員、角南委員、瀬戸本委員、坂上委員、黛委員（8名）

※ 欠席 田中委員、小黒委員（1名）

4 事務局参加者

小寺指導部長、土屋指導部指導企画課長、坂本指導部義務教育指導課長、中村指導部特別支援教育指導課長、信岡指導部高等学校教育指導課長、古谷次長（東京都教育相談センター）、上野指導部主任指導主事（理数教育・環境教育担当）、西牧指導部主任指導主事（産業教育担当）、福田指導部主任指導主事（生徒指導担当）、長友指導部主任指導主事（人権教育担当）、瀧田指導部主任指導主事（情報教育担当）、濱田統括指導主事（生活指導担当）、西山統括指導主事（生活指導担当）、佐藤統括指導主事（不登校施策担当）、平澤統括指導主事（特別支援教育担当）、佐竹統括指導主事（生活指導・産業教育担当）、松浦統括指導主事（情報教育担当）、西尾統括指導主事（東京都教育相談センター）、関統括指導主事（東京都教職員研修センター）、

5 傍聴者

1名

6 報道機関

取材0社

7 審議内容

- (1) いじめ問題に関する現状や課題について
- (2) 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにするための取組について（高校生いじめ防止協議会）
- (3) 「いじめ防止対策推進法」第28条及び第30条第1項に基づく報告について

8 審議記録

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

委員の皆様にご連絡とお願いを申し上げます。

第1は、資料の確認です。資料は机の上に配布させていただきましたタブレットに保存してございます。00次第から資料番号7番、それから配布資料、座席表と一覧が表示されております。それぞれ該当のところを選択していただきますと、資料が開くようになります。こちらのファイル一覧から資料の切り替えを、どうぞよろしくお願いいたします。

第2は、本日の取材の記録についてです。本日、取材の申し込みが0件でございました。会議の傍聴につきましては「都教育委員会傍聴規則」に準じて受け付けることとしております。本日は、1名の方の傍聴を受け付けておりますので御報告いたします。

それでは、定刻となりましたので、和田委員長、会議の進行をお願いいたします。

【和田委員長】

皆さんこんにちは。本日もどうぞよろしくお願いいたします。本日は、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の委員7名の方々に参加いただいております。なお、田中委員、小黒委員は、本日所用により御欠席との連絡をいただいております。また、角南委員につきましては、事情により少々遅れるという連絡をいただいておりますので、この後参加いただけるものと考えております。

それでは、ただいまから、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会の第4回の会議を開会いたします。会の冒頭に委員の皆様にお諮りいたします。本日の3点目の審議事項は、「いじめ防止対策推進法第28条及び第30条第1項に基づく報告について」となっております。

「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則」第6条第4項には、「対策委員会が当該の調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。」と規定されております。

本審議事項は、個人情報を取り扱うことになるため、3点目の審議につきましては、非公開といたしたいと考えております。これについて御異議はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

異議なしと認めます。よって、3点目の審議事項については非公開といたします。

会を進行いたします。はじめに、東京都教育庁 小寺 康裕 指導部長から御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

【挨拶（小寺指導部長）】

御多用の中、第4回、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に御出席いただきまして、ありがとうございます。冒頭にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されてから10年余りが経過いたしました。この間、私ども東京都におきましても、「東京都いじめ防止対策推進条例」を制

定し、それに基づき、学校の設置者、それから学校、教職員、保護者等が、重層的な責任体制の下に、社会全体の力を結集していじめ問題を解決する体制の充実を図ってまいりました。

こうした中で昨年10月に公表された「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、都内の国公立学校、全て合わせた東京都内のいじめの認知件数は67,269件となりまして、前年度に比べて約11%増加しております。これは、全国と同じ傾向になるわけですが、少しずつ認知件数が上がってきていることは、課題というよりは、むしろ学校で丁寧に軽微ないじめも見逃さずに認知していく傾向が進んできていると捉えています。

一方で、認知した後の対応については、必ずしも十分とは言えないという事案等の報告を受けることはございます。東京都教育委員会として学校、教職員を支える施策をどのように考えていくか、改めて検討していく必要があるとも考えております。

さて、本日は、第5期の答申をいただくに向けて、都内公立学校におけるいじめ防止の取組について2点の御審議をお願いしています。特に、「子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにするための取組」ですが、今年度初めて、11月に都立高校生7人を委員とする「高校生いじめ防止対策委員会」を開きました。事前に調整をせず、子供たちの力だけで何回か集まり、本番も話し合いをしました。皆様は、ビデオ等で、当日の様子を御覧いただいているとは思いますが、率直な意見が出ていると思っています。私どもとしても、それを謙虚に受け止める必要があることも多々あるかと思っています。彼ら自身のいじめへの向き合い方に加えて、学校や教職員の在り方、相談体制、アンケートの在り方、幅広く意見が出ておりますので、こうしたことを一つ一つしっかりと受け止めた上で、なるべく早く施策として学校に展開できるように進めていきたいと思っています。

本日は、それらの視点からも各委員の皆様にご意見をいただき、御審議を賜りたいと思っております。今期のいじめ問題対策委員会は本年7月までの任期となっております。これまで御審議いただきました内容に合わせ、これから約半年の間にいじめ防止の取組の推進状況について検証・評価をいただきまして、東京都のいじめ防止対策をより一層推進するための方策について、御答申をいただけますよう、引き続き、どうぞよろしく申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

【和田委員長】

ありがとうございました。

ここで本対策委員会の委員の紹介をいたします。資料1の委員名簿を御覧いただきたいと思っております。一名の委員が変更となっておりますので、自己紹介をお願いしたいと存じます。黛委員、お願いいたします。

【黛委員】

ただいま、御紹介いただきました、警視庁生活安全部少年育成課から参りました、黛と申します。本委員会の重要性を十分に認識いたしまして、一生懸命務めてまいります。どうぞ

よろしくお願いいたします。

【和田委員長】

ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議事を行います。はじめに、事務局から「(ア) 令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について」御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局（土屋指導部指導企画課長）】

本日の資料の4を御覧ください。「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」について、いじめの状況に焦点を当てて、説明をさせていただきます。まず、最初に8ページを御覧ください。2. いじめの状況（1）認知件数と解消しているものの割合という資料について、説明をさせていただきます。

認知件数の合計は、紫色のグラフ一番右側の66,314件であり、令和3年度と比較すると、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の全ての校種において増加しており、臨時休業期間があった令和2年度は減少しましたが、令和元年度と同程度まで増加をしております。令和3年度に続き、令和4年度も認知件数が増加したことは、各学校において、教職員が見逃しがちないじめを、「いじめかもしれない」という視点をもって積極的に認知した結果であるというふうに捉えております。

次は解消率です。二つ並んでいるグラフの右側を御覧ください。解消しているものの割合は、紫色のグラフ一番、右側の部分77.0%であり、令和3年度から3.8ポイント減少しています。いじめの解消を判断するに当たっては、少なくとも3か月を目安としており、「いじめに係る行為が止んでいること」と「被害の子供が心身の苦痛を感じていないこと」この二つの要件を満たしている必要があります。解消していないいじめが報告されている理由としては、区市町村教育委員会の聞き取りを行ったところ、「各学校においていじめが確実に解消されるまで丁寧な対応と経過観察を行っている結果だと考える」との回答がありました。また、特別な配慮を要する児童・生徒が、本人の特性等からいじめの行為を止められないケース、被害の子供やその保護者の不安な気持ちに寄り添い、解消していないと捉えるケース等が見られました。

次に、いじめ発見のきっかけについて説明をさせていただきます。13ページを御覧ください。いじめの発見のきっかけの中で最も多いもの、こちらは、小学校では「アンケート調査など学校の取組により発見」が37,833件、中学校では、小学校と同じく「アンケート調査など学校の取組により発見」が3,300件、高等学校では、「本人からの訴え」が23件、特別支援学校では、「アンケート調査など学校の取組により発見」が21件となっております。なお、それぞれのグラフの中央の辺りに赤い線がありますが、赤い縦の線の左側が、学校の教職員等が発見したもの、右側が学校の教職員以外からの情報により発見したものです。

続いて16ページ御覧ください。「2. いじめの状況（9）法第28条第1項に規定する『重大事態』」についてです。「重大事態」の発生件数の合計は、48件となっております、令和3年

度と比較すると3件増加しています。このうち、第1号案件25件、第2号案件は29件でございます。なお、当該事案が両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上しております。この「重大事態」とは、法により「いじめにより児童等の生命、心身又は財産に被害が生じた疑いがあると認めるとき」、そして「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」と定められています。また、子供や保護者から申立てがあった場合には、学校が「いじめの結果ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査にあたることとなっております。

最後に、今後の対応についてです。既に実施しているものもありますが、こちらに示してございます、ア・イ・ウ・エ・オ・カの6点を通して、引き続き実効的ないじめ防止対策の一層の推進を図ってまいります。報告は以上です。

【和田委員長】

ありがとうございました。ただいまの事務局の説明について、委員の方々から御質問がありましたら、出していただければと思います。よろしくお願いいたします。

梅田委員、お願いします。

【梅田委員】

質問です。13ページですが、「アンケート等学校の取組によって発見された」が一番多いということですが、赤い線より左側が学校の教職員の発見で、右側が学校の教職員以外からの情報で、学校の教職員以外からの情報というのは、どういう形で入ってくるのでしょうか。

【和田委員長】

事務局の方からお願いします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

学校の教職員以外からの情報とは、例えば、保護者の方から情報提供があったりだとか、あと近所の例えば登下校の様子を見守ってくださる方から情報が入ったりだとか、それから、周りの他の保護者の方から、あの子がいじめられているようだとか、そういった様々な形から情報が入ってくる場合があります。

【梅田委員】

分かりました。私がこの見方が間違っていたのだと思います。赤い線の左側が全部学校の教職員で、右側が全部学校の教職員以外からだと思えたので、アンケートの中でもそういうものがあるかと認識しました。

【和田委員長】

他の委員の方、いかがでしょう。宮古委員お願いします。

【宮古委員長職務代理者】

17ページ、一つ質問させていただきたいのですが、本年度の取組の力の安心安全な校内環境を担保するための核となる人材の配置の、「核となる人材」というのはどういった方なのか教えていただけたらと思います。

【和田委員長】

事務局の方、よろしくお願いします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

こちらは、今年度、新規で導入を始めたもので「いじめ対応サポーター」という人材を学校に配置いたしまして、例えば、退職した校長先生などをお願いしているのですが、休み時間とか校庭で子供と一緒に行動して様子を見たりだとか、授業中も廊下を巡回して様子を見たり、また時には教室に入ったりしていく。そのときの状況を基に、例えば、先生達の授業の進め方についてアドバイスをし、まず授業が充実する、それから子供たちの人間関係が充実する、そういった未然防止の方に御協力していただいたり、それから、いじめに関する会議等で助言を頂いたりだとか、学校の校長先生の力強い助けとして、今、御尽力いただいております。区市町村立学校においては、1校の事例ですが、試行的に始まっているというところがございます。

【宮古委員長職務代理人】

御丁寧な説明ありがとうございました。よく分かりました。

【和田委員長】

他にいかがでしょうか。坂上委員、お願いします。

【坂上委員】

私も、今の御質問と同じこと質問したかったのですが、どのような規模で配置されて、どのような効果があったのかということもちょっと教えていただきたいと思います。

それからもう一つ、カのところですがスクールカウンセラーの活用の一層の充実っていうのを具体的にどのようなものがあるようになったのかっていうのを教えていただければと思います。

【和田委員長】

事務局からよろしくお願いします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

先程、御説明した事業の規模ですが、区市町村立の小中学校につきましては、1校で今スタートしているところです。都立学校については、3校で実施しているところがございます。

それから、カのスクールカウンセラーの活用の一層の充実というところですが、スクールカウンセラーは東京都内の公立小中高校に配置されておりますので、子供たちの心の面からの様々な気付き、教職員の方にしていただいたり、面談で子供のケアをしていただいたり、非常に重要な役だとは思っておりますので、私どもといたしましては、様々な連絡会等を通して、学校での活用、一層の充実、それから、スクールカウンセラー御本人に対して、そういった働きかけなどしながら、いじめ防止対策にかかわる部分に力を入れているところがございます。

【坂上委員】

スクールカウンセラーの働き方として、1対1の面接とか、それもととても大事ですけども、学校全体の、先程もありましたように、安全とか安心を担保するために、全児童を対象

とした予防的な、子供たちの開発的な取組、私はストレスマネジメント教育で、今も学年対応とか、ワークショップを行っていますけれども、そのような、そういう活動ができるスクールカウンセラーさんの養成といたしますか、研修とか、そういうことがこのコロナ禍で少し停滞していたかと思うのですが、それをまた復活して、スクールカウンセラーの資質向上に、何か起用できているといいなと思っております。いかがでしょうか。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

今お話しいただいた予防的な対応というところだと、今全校でやっているのが、スクールカウンセラーによる全員面接、各学校でスクールカウンセラーが特定の学年の全員と面接します。そのときに、事前にスクリーニングとして、アンケートなどをして、それを踏まえて、学年の最初の段階で全員面接を実施しています。それ以外にも、様々なスクールカウンセラーの専門性をお借りする場面は多々あるかと思っておりますので、我々も心理師の団体とも、協力しながら、進めていきたいと考えております。

【坂上委員】

ありがとうございました。

【和田委員長】

それでは、瀬戸本委員、お願いいたします。

【瀬戸本委員】

私も2点お聞きしたいのですけれども、17ページの「今後の対応」というところで、継続・拡充の方向と考えてよろしいのでしょうか。2点は、9ページ、「いじめの状況」というところで、やはりその小学校がすごく上がっているのかなと見て取れるかなと思います。これは、何か理由があるのでしょうか。

【和田委員長】

事務局の方から説明をお願いします。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

はい、今、グラフの方を見ていらっしゃると思うので、グラフの方の認知件数の推移の方からお話しをさせていただきますが、小学校の部分で伸び幅が大きいというお話がありました。こちらですが、先程の説明の中にも含まれておりましたが、かなり細かい、軽微なものもしっかり見取って、例えば、これまでだったら「トラブル」で片付けていたところもしっかりといじめとして認知して、結果として子供たちが、苦痛と感じているかもしれないというようなところで、より小さいこともしっかり見ていくということで増えているという側面はあると思っております。

それから、17ページの今後の取組ですが、継続しているものもございますけれども、例えば、Aのいじめサポーターは今年から新たに始めたものでございますし、Iでは教員向けの研修で、今年度中に実施していくというものですので、新規と既存のものを両方入れながら、我々として、状況を見ながら、どのようなものやっていったらいいのか、考えているところでございます。

【事務局（土屋指導部指導企画課長）】

今の点について2点補足よろしいでしょうか。

小学校の認知件数が多い理由ですが、まずは、小学校は学級担任がそのクラスをずっと見ているというところもありますし、そもそも子供も小学校一年生という、やっぱりまだまだ自己をきちんとコントロールできなかつたり、感情をうまく表すことができなかつたりという要因からいじめに発展してしまうこともあるのですが、だんだんそれが発達の段階で、成長していくにあたって、そのコントロールができるようになった結果、その件数が、小学校が多く、校種が上がるごとに件数が下がっていくことにつながっているのではないかと捉えています。

【瀬戸本委員】

ありがとうございます。

【和田委員長】

他の委員さんいかがですか。

私の方からお伺いしたいのですが、今、出ています、この一連の状況の認知件数のところで、先程説明がありましたように、細かい事例を拾い上げて、学校が対応できるようにしているから件数が増えているのだ、という説明ですが、それは、私たちはよく分かるのですが、この数字を見たときに、保護者の方とか、一般の方たちについては、そういう理解が進んでいるというふうに事務局はお考えになっていますか。つまり、そういう説明は、私たちはよく分かるのですが、保護者が数字を見たときに、かつては確かにいじめの多い学校は問題のある学校だという考え方から、今は報告しかり、それに対応している学校はいい学校なのだという説明に変わってきているわけなのですが、それについて事務局はどのようにこの説明が認知されていますか。それこそ保護者の方や一般の方に理解されているというふうにお考えになっていますか。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

こちら数値だけ見ますと、保護者の方からしますと、学校が頼れなくなっているという受止めをする方もいるかもしれませんが、それぞれの学校で自校のいじめの状況をお伝えするときに、その数字のもつ意味をしっかりと保護者の方、地域の方に説明して御理解していただきながら、一緒にこの問題に対応していくということが非常に大事かと思っております。

【和田委員長】

そうすると保護者の方もそれを理解できているのではないかというそういう理解でよろしいですか。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

これで全てのところ、全ての保護者がと言われますと、やはりこれからも、意識啓発というのでしょうか、そういったところは進めていく必要があるのかなと思っております。

【和田委員長】

分かりました。それから高等学校と特別支援学校については、件数がもともと少ないので

すが、その校種については、そういった認知についての学校の取組は進んでいるというふうにお考えになっていますでしょうか。

【事務局（信岡指導部高等学校教育指導課長）】

はい、高等学校もだいたいいじめ対策防止法に基づくいじめの認知、手続き等々については、理解の方が学校の方で進んでおりますので、対策の方は随分進んでいっていると思います。

【事務局（中村指導部特別支援教育指導課長）】

特別支援学校につきましても同様です。障害の状況等によって自分でお話しできないお子さんもいるのですが、周囲の見取りも含めて、しっかり見取っていこうということで取り組んでいるところがございます。

【和田委員長】

はい、ありがとうございました。他に委員の方から御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に「(イ) のふれあい月間におけるいじめに関する調査結果の活用について」よろしく願いいたします。

【事務局（土屋指導部指導企画課長）】

それでは資料6番を御覧ください。資料6については、「令和5年11月東京都立学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況について」というタイトルがついているものです。都教育委員会は、6月と11月を「ふれあい月間」いじめ防止強化月間と位置付けまして、いじめ防止等の健全育成に向けた取組の一層の推進を図っております。その一環として、各教員や学校が、自らのいじめ防止の取組状況を振り返り、課題を明確にして改善を図ることができるよう、いじめに関する調査を実施しております。そして、令和5年6月及び11月に実施した調査の都立学校の結果がまとまりましたので、その結果を、資料を基に報告をさせていただきます。

まず、下の方、オレンジ色で書かれているところなのですけれども、認知したいじめの件数を御覧ください。令和5年4月から11月までの8か月間において、いじめの認知件数の合計は156件であり、令和4年度の同時期と比較すると11件増加をしております。

次に、左側の緑色、18のチェックリストを御覧ください。こちらにございますチェックリストの項目について、各学校の方で「できている」、「どちらかといえばできている」、「できていない」という3段階で回答していますが、その中で「できている」と答えたものを集計しまして、右側に青で都立学校全体という形でレーダーチャートの方に示しております。「できている」と答えた学校の割合、すなわち実施校率が90%を超えている項目及び実施校率が50%以下の項目について御報告をいたします。実施校率が90%を超えている項目については、①定義に基づく確実ないじめの認知、⑩SOSの出し方に関する教育の推進、⑬いじめを許さない指導の徹底、こちらの3項目となっています。一方、実施校率が50%以下である項目については、⑧情報共有シートの活用、⑫いじめに関する授業の実施、⑮保護者への基本方針の周知、の3項目でございます。こちらの結果については、今は2のみ、つまり「で

きている」というもののみを集計していますが、「どちらかといえばできている」も含める
といずれの項目も実施校率は90%を超えております。この結果を受け、事務局としては割合
が低く取組の達成度が低い項目のみを課題と捉えるのではなく「できている」と回答できな
い理由を考えていく必要があると思っております。例えば、⑫の項目「いじめに関する授業」
についてですが、学校においては、特別活動の時間等の中で、友達同士の関係のこと、また
SNSの上手な使い方などについては多くの学校で実施されているかと思えます。しかし、こ
れらの授業をいじめの未然防止、早期発見という視点で意図的・計画的に実践し、実践内容
を全教職員で共有しているか、これを振り返ってみると課題があったのかもしれない。い
じめ総合対策【第二次・一部改定】下巻のプログラム編の中では「望ましい人間関係の構築」
それから「SNSの上手な使い方」については、いじめ防止の授業として紹介をしております。
授業において、PDCAサイクルによる評価と改善をすることで、学校のいじめ防止の力は向
上していくと考えます。学校のいじめに対するその他の項目についても、「学校いじめ対策
委員会」が中心となり、児童・生徒の実態を振り返り、それぞれのいじめに対する取組につ
いて各分掌と連携しながら見直しを行っていくことが学校いじめ防止基本方針の改訂・共
通理解につながってまいります。各種連絡会でいじめ総合対策【第二次・一部改定】を周知
し、引き続き指導・助言を行ってまいります。説明は以上です。

【和田委員長】

ありがとうございました。では、御質問がある委員の方はお願いします。中村委員お願い
いたします。

【中村委員】

はい、「情報の共有」というところで、項目でいうと8番とか、関連する項目があるかなと
思って見ていました。子供たちの教育の方ではGIGAスクール以降は積極的に活用が進
んでいると思いますけど、ただ、いじめの情報共有について、クラウド上で情報のやり取り
をしていなくて、いまだに紙ベースで情報のやり取りをしているっていう、そういう実態を
いくつか見聞したことがございます。都としてはそういう情報共有について、教職員の活用
についてどのようにお考えになっているのかなということと、またなぜ紙ベースでやって
いるかという非常に対応が遅れてしまうケースでは、クラウドの方の利用が、なかなか区
市町村によっては難しい状況にあるとのことを説明も受けたことがございます。

二つあるのですが、第1に、いじめに関する情報共有の在り方で、ICTの活用というの
はどのように進んで、特にクラウドでデータのやり取りとかスプレッドシートの活用とか、
その辺、もしお答えできるようでしたら教えていただければと思います。

第2が、10年過ぎていじめ対応が教育問題から法律の問題ということで、最初から対応
を求められたりするケースが増えているように思っていて、なかなか激務の中で、例えば、
最初から代理人さんとかを立てて、様々な要求をされてくると。そういうときに、例えば代
理人さんや、そういうときに外部の活用というところで、先程、スクールカウンセラーとス
クールソーシャルワーカーが外部専門家っていうことで話題が出ていました。まだまだ試

行段階かと思えますけれど、法律の専門家の活用っていうことはお考えになっているのかとか、もしそういう外部のコンサルティングとかコンサルテーションを受けるような対応だとここでいうとどの辺に位置付くのかな、ということがもしお考えあったら教えていただければと思います。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

まず、はじめのいじめに関する情報のICTの活用というところですが、こちら左側の項目に電子ファイルに入力という形でお示しさせていただいておりますが、やはり大勢の人が情報を共有するためにはICTは非常に有効なものだと考えておりますので、そちらの活用を進めていきたいと考えております。ただ区市町村の様々な通信環境とか、機器のところにつきましては、様々な制限を受けることが当然予想されますので、そういう地区では、機器の入れ替え等が進んでいく中で御対応していただけたらと考えているところでございます。

次に、法律の専門家の活用というようなところですが、こちらの都立学校の結果のシートでございませうけれども、都立学校の方から、例えばそういった法律的な相談がしたいという場合には、法律相談の窓口、相談デスクというものがございまして、校長や副校長の管理職が相談できることになっております。そこで初期相談を受けてそのあとのように対応すればよいか等、学校への支援については、そのような仕組みはございます。

【中村委員】

ありがとうございます。

【和田委員長】

他の委員の方いかがですか。

それでは、私の方から。先程、説明がありましたけれども、12番いじめに関する授業の実施状況のところの説明があったのですけれども、特別活動、高等学校でいえばホームルーム活動になってくるわけなのですが、そういう活動の中でいじめの問題を取り上げましようというのは学習指導要領にも書かれているわけなのですが、そういう意識というのは先生方にあるのかっていうことが一つと、それから生徒指導提要の改訂にも出ていますように、つまり問題に対して考えるのじゃなくて、例えば、課題の未然防止教育とか発達支持的生徒指導、つまり問題は起きていないのだけれども良い学級にしようとか、皆が仲良くしていこうという、そういう取組をすることの方が大事だと思うのですね。いじめの問題を取り上げているかどうかで、このアンケートの回答をしているのであれば、いつまで経ってもこれは変わらない。だから、もし高等学校や特別支援学校の方にそういう御指導されるのであれば、やはり、そういう何もないときに学級づくりを、居場所づくりをしていくとか、お互いの人間関係を作っていくという、そのような取組もいじめに対する未然防止、あるいは発達支持的生徒指導に当たると。そういう指導があってもいいのではないかと思います。SNSをやっていますとか、あるいはいじめの問題を取り上げますというと、やはり非常に狭い結果になってしまうのではないかと思いますので、その辺のことは先生方にの伝わっ

ているのでしょうか。ただいじめがなければいいというか、いじめの問題を取り上げれば、それがいじめの授業なのだと、そのような考え方になってはいないか、心配しています。いかがですか。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

はい。今、おっしゃっていただいたように何か起こってからというより、その未然防止につながる部分の教育は非常に重要だということは、私どもも当然、同じ考えでございます。そういった未然防止につながることも授業のモデルとして我々もお示ししているところですので、何か起こったことへの対応ではなくて、広い視野でいじめの未然防止につながるというところで授業を考えていくことについて、様々な機会を捉えて繰り返し伝えていきたいと思っております。ありがとうございます。

【和田委員長】

もう一点、私の立場からの意見ということになりますが、やはりこの特別支援学校や高等学校での認知件数が少ないですよね。しかし、認知件数が少ないけれども、重大事態は起きている。そういうことを考えたときに、どこの学校にでもあるという前提にならなければならないところが、認知件数がこれだけ少ないのだからうちの学校にはないかもしれないという前提に立っていないかということが、私はすごく気になるところです。つまりどの学校にも起こりうるということと考えたときには、やはり授業や普段の生活の中で、認知件数を増やす、増やした方がいいということではなく、問題を非常に意図的に理解しようとか、問題が起きているのではないかという意識をもって取り組むことが大事になってくるのではないかと思います。先生方が、うちの学級はない、全体的に認知件数が少ないからうちの学校でもないということを前提に考えると、判断の誤りが出てくる可能性がある。その判断の誤りが、時に未然防止の意識につながっていかないと考える。さらに、その未然防止の意識が低いということは、重大事態への発展の発見が遅れるということにもつながっていくわけです。つまり、認知件数が少ないことに慣れてしまうことや高等学校や特別支援学校にはない、少ないという意識だけはもたせないでいただきたいと思っています。件数は少なくても大きな問題は起きているということだけは、先生方にはメッセージとしてぜひ送っていただきたいなと考えています。いかがですか。

【事務局（信岡指導部高等学校教育指導課長）】

御指摘のとおり、高等学校は認知件数が少ないということについては、課題意識をもっています。都立高校でまさにいじめの重大事態への問題については、毎月行われています校長連絡会等で、全校で情報共有するような機会を設けておりまして、委員がおっしゃられるとおり、どこでも起こりうる、あるいはその法に定めるいじめの定義をきちんと、校長はじめ教員に理解させるという教育を絶えずやっていく必要があるかと考えております。ありがとうございます。

【事務局（中村指導部特別支援教育指導課長）】

特別支援学校につきましても同様でございます。例えば、障害の特性でついつい他の人に

触ってしまうというお子さんもいるわけですが、それはそれであったとしても、その受け手がどう受けて、どのような思いをもっているのかということや、きちんと思いを訴えれば対応は違ってきますということを、校長には繰り返し説明をしているところでございます。認知件数が増えればいいという話ではないという御説明ございましたが、我々としてもしっかり認知を適していけるような態勢をさらにしっかり整えていきたいと考えております。

【和田委員長】

どうぞよろしく申し上げます。他の委員の方いかがですか。よろしいですか。はい、それでは、報告をいただいた内容についてはここまでにさせていただきます。

それでは（２）の審議の「いじめ問題に関する現状や課題について」御意見をいただきたいと思っております。先程も、この議事の中で、事務局の方から他校の調査結果の報告をいただきました。これを踏まえて、感想も含めていただいて結構かと思うのですが、委員の皆様様の状況を見たときに、現状と課題についてどのようなことが考えられるのか、挙げていただくと有難いと思っております。学校や教職員、また家庭や保護者、また地域、それから自治体、関係機関、子供たち、そういった人たちが何をしたらいいのか、どのようにあるべきなのか、この辺のところを少し審議していただければ有難いと思っております。ちょっと抽象的な話になるかもしれませんが、それでも結構ですので、どうぞ現状と課題について御意見を伺わせていただければと思っております。

いかがでしょうか。これについて委員の方、一言ずつで結構ですので、皆さんに御意見いただくと有難いと思っております。どうぞ御準備のできた方からお願いいたします。

坂上委員、お願いします。

【坂上委員】

このグラフを見ても少しずついじめの件数が増えている。不登校の数も増えている。そして、10代のお子さんたちの死因のトップが自死ということにも、とても残念な数字として心を痛めております。学校に関しては、不登校といじめということだと思いますけれど、「増えている」ということは、その学校の在り方とか教育システムの在り方が、そのままのシステムで変わらないで改善していくことが可能なかどうかを、最近をよく考えています。増える要因がどこにあるのかということも考えつつ、学校自体の在り方が変わっていくという視点での取り組みは、どのようにお考えなのかを知っていただきたいと思っております。子供が本当に幸せで安全だ、楽しいと、学校に行っていて感じていけば、不登校も増えないでしょうし、いじめも起きない。先生方もとてもお疲れで、教職員の休職の数も増えて、その中の精神的な疾患ということも増えている。子供たちも先生方もいっぱいいっぱいなのかなということで、本当に先生方のメンタル面での応援も私も一生懸命したいと思っておりますし、子供たちの予防的な、そういう教育活動に本当に徹々たるものですが関わっております。もっと大元の、その学校のシステムとか在り方ということが、少し方向的にどうなったらいいのかを都教委の方でどのようにお考えになっておられるか少し教えてい

ただけますでしょうか。

【和田委員長】

ありがとうございます。他の委員の方いかがですか。

【瀬戸本委員】

今、学校のシステムという話が出ましたけれども、私も子供の権利4つの柱の中で一番、軽んじられているのが参加する権利かなと思っておりまして、教育現場では。今回、高校生が皆さん協議して下さったっていうのは素晴らしいことだと思うのですけれども、どうしてもその代表の方が話し合われたことが、他の生徒たちにうまく伝わらない。その伝え方もそうですが、確か高校生のアンケートの中で、学校がそういった委員会をもっていたり、対策を講じていたりしているということが分からないという御回答がすごく多かったと思います。つまり、その学校側が頑張っていることと生徒たちが考えていることが、まずつながっていないと感じました。ですから、本当に一般の生徒たちが、自分たちの問題として、学校とも協力して、これ大人も本気なのだ、自分たちも本気で取り組んでいくのだという、そういったシステムは、どうしたらできるのだろうかと思います。こうすればいいという御提案はちょっと難しいのですけれども、そのところをしっかりとやらないと、大人は大人でやっている。ただ、先程のレーダーチャートのところでも、学校がいじめ対策委員会を開いていることを、一般の教職員があまり理解できていない部分があるとすると、なかなか一丸となっていない。そのところを一丸とするための、今、委員がおっしゃったようなシステムというのがすごく大事なのだ、大事になってくるのだろうかと思います。

【黛委員】

先程から御説明いただいておりますように、いじめの認知件数が非常に増えてきているということで、現場の先生方の疲弊も大変な状況なのだろうと改めて感じました。それでも、いじめに対して、意識高く先生方に努めていただいていることに、本当に敬意の気持ちでいっぱいあります。

そうした中、私ども警察も各学校の先生方としっかり連携をして、これまでも様々な事案に対応させていただいたところでありますが、改めて、このような現状を踏まえまして、警察として、問題解決に向けて何かできることがあれば、これからも学校としっかり連携をして力を尽くしてまいります。

【和田委員長】

ありがとうございました。梅田委員、お願いします。

【梅田委員】

このデータを見ると、数値がたくさん小さいうちに見付かった方がいいっていうのがだいぶ前から言われていて、小さいうちに見付けて早く解決しようっていうのはずっと言われてきたことだと思うのです。ただ、先程、委員長がおっしゃったみたいに、少ないところでの重大なことがあるとか、その数になんとか隠れて、子供一人一人が見えなくなってないかということが、私はとても気になりました。数字の裏に隠れている一人一人は、全く違

う個々で、その子によって傷付き方や受け方が違うということをどう読み取っていくのかについては、先程、サポーターを入れるという話がありましたけれども、担任の先生だけではなかなか難しいところもある。しかも、今、どんどん採用されている先生が若くなってくる中で、厳しい問題もあるので、チームとしてより一層できるような形が望まれるのではないかと思います。

それから、後でお話しますけど、私、高校生との会議の中のアンケートは、とても示唆を与えてもらえることだなと思ったので、それは後ほどお話をさせていただきたいと思います。

【和田委員長】

はい、ありがとうございます。宮古委員、お願いします。

【宮古委員長職務代理人】

感想めいたことですが、資料6を見て、やはり保護者への学校いじめ基本方針の周知ということがなかなか難しいということがわかりました。社会総がかりでいじめに取り組む必要がありますが、いじめだけにとどまらず、学校の教育活動を充実させていく上で、保護者を巻き込んでいくこと、そして子供の声を聴くことが大切であると考えます。そして、都立学校では、インターシップ等で多くの企業の方たちも連携されていると思いますので、学校いじめ基本方針の周知だけにとどまらず、本年度や前年度の教育データ、様々、公開できる範囲でも構わないと思いますので、それらを活用して、今、学校は、このような課題をもって、こういう方向に行きたいと思っていると、学校を改善していく計画を立てる場などを設けて、学校だけでなく、子どもや保護者、関わりのある民間団体等、みんなで学校改善計画を地域レベルで作っていきませんかという、まずは、呼びかけからのスタートでよいので、そういった発信をしていくのは大切ではないかと思います。今の課題意識について、我々学校側はこう思っているのですということを、学校に関わっている地域の事業者さんも含めて、保護者さんも含めて、そういった場をまずは一歩として設けていくと。最初は誰も来ないかもしれませんが、それを地道に呼びかけて、発信していくことで、もしかしたら、少しずつ当事者意識をもってもらえる保護者さんや事業者さんが出てきて、学校とビジョンを共有しながら、取り組む地域の方々が生まれてくると思います。すでに、丁寧に可視化されているところを、いかに、地域全体で、当事者意識をもって、いじめを含めて学校のパートナーとして、子供の為に進めるかというところでの評価と学校改善のための仕組みを、何か一歩考えていくことができれば、と感想として思ったところです。

【和田委員長】

ありがとうございます。中村委員さん、どうですか。

【中村委員】

はい。先程、概要版を使っただけの説明でしたので出てなかったと思うのですが、詳細版の方を見ますと、学級担任に相談というのが圧倒的に多くて、小・中・高・特支、多分全国平均が82パーセント弱ぐらいだったと思いますから、全国平均から見ても、東京都の場合には、まず担任に相談をしています。おそらく、その後に本当に組織的な対応しているのか

といったときに、残念ながら少なからずいくつかの学校が、組織的対応に失敗した結果が重大事態になっていくのだろうと、私は思っております。ですから、積極的認知というのは確かに評価すべきですし、これは今後も継続していくべきかと思いますが、次のステージにも入ってきているのかなとも思います。

今の使えるリソースは、まずは学級担任に相談。小学校では 90%、中学校でも約 80%、高等学校でも 73%の生徒さんが相談されていますから、ここの後に、組織的対応になる際、先程の言った情報共有がまず有りきで、そこで担任に抱え込ませないとか、担任のジャッジミスというか、「よくある話」みたいな形で軽く扱ってしまったとか、教育委員会との連携の部分で抜けてしまったりとか、その辺のところは今後どうしていったらいいのかと。本来はいじめ防止対策推進法の理念であるとか、子供たちの人権を守って、または、基本的にいじめは良くないものなので、理想的に言ったら、根絶は極めて困難と言いながらも、やっぱり一方ではゼロを目指していくという気持ちですか、そういうのをもやもや最近しているところですか。

本当 10 年超えると様々な問題が新たに出ているというような、感想です。

【和田委員長】

はい、ありがとうございます。角南委員、いかがでしょうか。

【角南委員】

みなさんの意見を聞かせていただいて、2点あります。

一つは、認知件数も増え、重大事態をきちんと拾えるようになってきているなという実感が、私が法律相談等を受ける中で、感じているところなのですが、一方で、本当に学校さんも大変だと思いますのは、保護者の方から「うちの子こんなことがあったんです。だから対応してください」ということを、「この子傷ついて帰ってきたって言っています」と言ったときの最初の対応が、担任の先生が「いやいや、それは子供のトラブルですから」と、被害側というか、その言ってきたお子さんとか、親御さんのつらい気持ちをまず聴きとった上で、それからではなくて、「いや、それ大丈夫なですよ」と言ってしまうことによって、保護者の方が「先生分かってくれないから、この子を学校に行かせられない」と判断して、子供はそこまで至ってはいなくても、学校を休み始めるという保護者と学校との間の共感性が欠けてしまうがために、ちょっと言葉がきついかもしれませんが、不登校が作られてしまうようなこともたくさんの中には何件もあるのを見てまいりました。保護者の方が「うちの子が、つらいとか誰々ちゃんに何々されてつらいとか、言って帰ってきたのです」、というようなときに最初の共感や子供への共感をしくじってしまうと、ならなくてもいい不登校とか重大事態になってしまうなということがあります。ここまで東京都の小・中学校すごく認知を増やしてきていてすごいなと思いますが、一方でまだ一年間認知件数 0 ですよというところもあるということからすると、あともう少しその辺りの初期対応について、本当は先生の方が情報をもっていて本当にこれは自招の行為みたいなトラブルがあったのですよというのがあっても、いじめの防止法の定義

からすると、つらいと思っただけならまずはいじめと捉えるべきだという定義によって、先生が子どもの苦しさ・つらさ・きつさを拾うということが目的だと思って、初期対応をしていただけたら、より一層きちんと認知できるのではないかなと思いました。

あともう一点。先程、本当に示唆的な言葉で、参加する権利が軽んじられているというのはその通りだかなと思います。国連の子どもの権利委員会からも日本の学校教育については、何度も何度もいろいろ言われてきたところだとは思いますが。ただ一方で、この数年のうちに、東京都もそうだし、全国的にもそうだと思うのですが、校則を上から押しつけてするものではなくて、校則を変えていきましょうという動きが進んできているように思いますし、体罰の認知をきちんとしていこうということで、そういうアンケートとかも取っていて、その中で先生にこんなことされた、つらいですというような、先生が悪くなくても、つらく感じたことを言っていけるというような取組も、東京都進めてきておられるかと思います。あと、私がさらに進められたらいいかなと思いますのは、児童福祉の分野で御承知だと思いますけれども、児童相談所の扱うケースの中にアドボケイト。アドボケーターを入れていこうというお話があって、それは外部の第三者が、子供が今何を言いたいのか、何を伝えたいのかというのを聞きに入る方法、システムを入れていきたいと思います。それがどんな人が入るのがいいかという議論があるところですが、そういう方向性があるのだとしたら、学校の中にもそういうシステムが入っていてもいいのではないかな。ただ、もちろん子供のことを一番よく知っているのは先生で、子供の気持ちを実は親御さんとかに代弁できるのも、私は学校の先生だと思っています。ある自治体のオンブズパーソンをやっている関係で、そこではメールフォームで、子供から、こんなことがあった、つらいというメールフォームが来たら電話をするか、電話が嫌だって言った子には学校に第三者委員が会いに行くってことをしているのですけれども、そのときに学校に電話をして「お宅の学校の何年生のお子さんからメールフォームで相談がありました。」と、中身は話さないのですけれども。「なので面談に行かせてください」って言ったときに、「分かりました」っていうふうに対応して下さる学校と「なんですかそれは」っていう、制度は知っていながらも、やはり学校はもう自分が一番よく把握しているので、外から人に入ってこられるのは嫌だと感じられる学校さんもまだまだあって。多くは子供のことで人が話を聞きに来てくれるのだから、もちろん歓迎ですっていう姿勢を示して下さるので、大分人権意識とかっていうことも高まってきているなとは思っています。先程の参加する権利が軽んじられているというところに関しては、これから集団的なアドボケイトとかをいろいろと変えていくところもあるだろうと思いますし、ただ、それはもう進んでいるのかなとも思いますので、第三者委員とかの制度が活用できるときに、学校さんがシャットアウトしないでいく、そういう第三者委員的な制度も先生方に知っておいていただいだけでも、ずいぶん変わってくるのではないかなと思いました。

【和田委員長】

ありがとうございました。委員の方々には、現状と課題だけではなくて、具体的な提案まで出していただいたように思いますので、後ほど、また高校生の話合いの中での様々な御提

案もあるかと思いますが、私自身の感じているのは、高校生の話合いの結果を聞いて、そして、またこのアンケートの結果を見たときに、「そのとおりだな」と思ったのは何かというと、これは社会総ぐるみで一緒に対応しようと言っているけれども、それぞれが一生懸命やっているけれども、お互いが何をやっていて何を努力しているかっていうことは知らないのだからという。つまり、様々な提案をされているのだけれども、それが一体化して子供たちのいじめ防止に向かっているのかというと、その辺のところは弱いのではないかと思います。もちろん、一つ一つの研修や対応策は大事なのですが、やはり社会が、全体が取り組んでいかないと解決しない問題なので、お互いがそれを理解していくということも今後必要になってくるのではないかと思います。後ほど、また高校生の話合いの結果も踏まえて御提案をいただければと思っております。

次の審議の内容に入っていきます。審議の1「子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにするための取組について」です。はじめに事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（土屋指導部指導企画課長）】

資料7番。高校生いじめ防止協議会報告資料をお開きください。「子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにするための取組」について、高校生いじめ防止協議会の説明をさせていただきます。

高校生いじめ防止協議会は、学校における「いじめ防止」に関する取組の強化を図るため、都立高校生が都教育委員会に施策を提言することをねらいとして開催をしております。高校生委員の選出については、都内6か所の学校経営支援センターからそれぞれ1校ずつ推薦をいただきまして、各6校から生徒7名を選出しいただきました。その7名の高校生委員で構成をしております。

実際に協議会を迎えるにあたっては、事前に打合わせを3回行っております。第1回の打合わせは、令和5年8月21日に行いました。最初の会では、まず委員長や副委員長を選出し、その後、それぞれが考えるいじめ問題に関する認識を共有することからスタートしています。ここでは、「他の高校生はいじめについての認識や考えについて、みんなはどんなことを考えているのか、どんなことを思っているのだろうか」という声が挙がりました。

これを受けまして、第2回の打合わせは、令和5年9月25日に行いました。高校生委員の考え、この委員の子供たちの考えだけでなく、他の多くの高校生の考えを聞くために、都立学校に通う生徒を対象としたアンケートを実施することを決めまして、アンケートの目的・対象・内容・作成スケジュールについて検討しました。アンケートは、高校生の委員が通う学校の生徒を対象として、Webアンケートで実施することとなりました。自分たち、学校、行政にどのようなことが必要だろうかという視点で考察できるようにアンケートを作成しました。

続いて第3回の打合わせは、令和5年10月25日に行いました。アンケート結果を共有・分析をした後に、アンケート結果から考えたことを協議しました。特にアンケートから、学校や教育委員会が何をやっているか分からないということや、一人一人、人によっていじめ

に対する価値観がバラバラであるということに気がきました。

続いて、2枚目のスライドを御覧ください。これまでの打ち合わせ等を踏まえて、11月4日に高校生いじめ防止協議会を開催しました。アンケート結果を個人個人で詳しく分析し「自分たちがすべきこと」「学校で行ってほしいこと」「社会にお願いしたいこと」の3観点について高校生委員一人一人の考えを伝え合いました。

そして、その内容については、次のスライド3枚目を御覧ください。考察や協議を行い「自分たちがすべきこと」では、「嫌なことはしないという意識や、互いが意見を伝え合い、許容できる意識をもつ」。「学校で行ってほしいこと」では、「児童・生徒からの信用と信頼を高めるなど、教職員の意識を変える」。「社会にお願いしたいこと」では、「児童・生徒へ行政の取組みやその意味・意義をアピールしていくという結論を出し、東京都教育委員会にこれを提案しました。

そして次のスライドです。高校生いじめ防止協議会で挙げたことを整理した内容となっております。この高校生委員からの提案を受け、東京都いじめ問題対策委員の皆様には、この3観点についての具体的な取組について御意見をいただければと存じます。説明は以上となります。

【和田委員長】

はい、ありがとうございました。

委員の方々には事前にビデオを観ていただいているいろいろ御感想もあるかと思しますので、感想も踏まえまして、今後の提案と言いましょうか、子供達への働きかけでも結構ですし、私たちがなせることでも結構ですので、お考えになっていることがありましたらお願いをしたいと思ひます。いかがでしょうか。

【梅田委員】

提案までできないのですけれども、この高校生いじめ防止協議会を拝見させていただいて、議事録も読ませていただいて、子供たちがとても一生懸命考えているっていうのがよく分かりました。私が所属していた自治体でも、いじめ防止対策推進法ができたときに、このような子供会議をやって、10年間続いているのですけれども、そこでの課題は、一つはそのことをどう現場にそれぞれの学校に伝えるかが大きな課題なので、それは一つここで大きな課題だと思います。今回、感想として言いたいの、アンケートの中身を分析したことが、すごくいいなと私は思いました。例えば、いじめを受けて何かしようと思った人は9割いるけど、でも実際にやった人は4割だということで、「思いはあるけどできない」、「その背景にあるのはなんだろう」とか、それから。「アンケートを取っても本当に辛い人はこれ書けないのではないか」、「先生、ここでいじめがないから大丈夫だって思わないでほしい」とか、そういうことを書いているのがすごいなと思ひました。

ある子どもに、大人になって再開した時に、いじめではないのですが、中学生の時につらいことがあったことを話してくれました。私は、「相談来てもらえれば、何かできることがあったかもしれない。」と言ったんですが、その子は、私に「今だったら分かる。き

っと何かしてくれたと思うし、きっと相談に乗ってくれたと思う。でもほんとに辛いときは相談することも思いつかなかったんだ。」と言いました。だから、一方でアンケートがあることで自分が思っていることを書けるということもありますが、そのように思っている子もいることがあるので、この辺の分析のことをもう少し皆さんに形として出してもいいのかと思いました。

それから、もう一つなのですけれども、「なぜいじめアンケートをやっていると思いますか」という子供たちのアンケートも、やっぱり的を射ていると思うのですよね。「教師の目線からだとは分からないこともある」とか、それから、「心が限界の子を救うんじゃないか」という一方で、「これをやることで一番いけないっていう啓発につながる」という理由の意見もありました。アンケートをやることはそういう啓発にもつながっていくのではないかと私は思っているのです、そういう分析を子供たちがしたというのはとても素晴らしいことだと思います。提言としてはこの提案は三点ですが、この分析の方が具体的に発信をうまくできないかなということを読みながら思いました。

それから、最後になるのですが、さっきスクールカウンセラーのこととか東京都の相談の場所ってということで、「使っていない」という子もいっぱいいた。その子たちの理由が、一つは、「相談した後になんか分からない」、「どのような解決策があるか分からない」、だから、見通しが無いから不安で相談できないという子もいるかもしれません。もう一つは、「知らない人だから相談できる」、「知らない人だから相談できない」。これは両方あるから、それはそれでいいと思うのですけれども、やっぱりこの相談はあなたが嫌だったら伝えないけどこういう解決方法もあるとか、子供たちは具体例をいくつか個人情報を出さないように出した方がいいのではないかと書いていましたけど、そういう方法で伝えることも考えてもいいのかもしれないと、子供たちの議論を聞きながら思いました。

【和田委員長】

はい、ありがとうございます。宮古委員、いいですか。

【宮古委員長職務代理者】

私も動画で全部見させていただいて、こういった子供が主体的に、いじめについて当事者意識をもって、我々事として捉えてられるように、学校を横断して行う取組は、とても重要で、大切な教育活動であるというのが率直に感じたところです。

今後、このように発展していったらいいのではないかと考えたのは、やはり子供たちの代表者が議論したことが、いかに各学校でより多くの子供たちが、いじめに対して当事者意識をもって、活動の一步を始めていけるかということです。そのため、教員の事後指導のあり方は重要で、生徒一人一人が今回話し合ったことを自校にただもって帰るだけでは、なかなか学校全体に普及しないかもしれません。事後対応、事後指導としての先生方の関わりですとか、そういったところで子供たちの今回の取組が、各学校にしっかりと波及していくような工夫がさらにあるといいと思ったところです。

【和田委員長】

ありがとうございました。角南委員、お願いします。

【角南委員】

先程、アンケートを分析したのが良いという御意見、全く同感です。提案だけではなく、各学校にこういうアンケートをしてこういう結果になったのだからというのは、今の段階では共有されてはしないのでしょうか。提案だけは各学校に共有されていて、アンケートは、この高校生いじめ防止協議会の中だけで把握しているというのだともったいないと思いますので、私たちは見せてもらったのですけど。あれを見るだけでも、先程の御示唆の通り、アンケートをすること自体が啓発につながっていると子供たちが思ったということですけども、今度その自分の答えたアンケートの結果を全ての都立学校の子供たちが見たときに、自分と考えていること同じこと思っている子がたくさんいるのだからということが気付づけるだけでも、また違ってくる。その各学校の生徒会が、何か取り組もうというもののきっかけにもなるのではないかなと。先程の分析したのを広めた方が良いという御意見に全く同感なのでそれを申し上げたかったです。

【和田委員長】

はい、ありがとうございます。瀬戸本委員、お願いします。

【瀬戸本委員】

ありがとうございます。高校生のいじめ防止協議会、各校から代表で参加。こちらは、今後も継続されるのでしょうか。こういった高校生の協議会。継続されるのであれば、高校生だけじゃなく今後は小学生、中学生もそこに入って行くという工夫も必要ではないかと思うことと、生徒の中でこういうところに選ばれてくる子は、多分生徒会から、しかもきちんと意見が言えるようないわゆる優秀な子選ばれてくるのかと思うと、他の子供たちにとって、他の人がやっていることにならないようにすることも必要だろうと思いますし、それは校内のいじめ対策委員会を開いて、そこに参加している先生も分掌の一部みたいな感じで、他の先生が捉えかねないかもしれない。そういったところの、そうではないという工夫も必要かなと思います。今、コミュニティースクールで学校に連絡協議会等がありますけれども、地域の方も来てくださって色々な方が集まって。そういった中に、子供たちがたまには混ざって、意見を言うのも、子供たちには刺激になっていいのかなと思います。

【和田委員長】

事務局の方としては、こういう形の協議会の今後の開催とか、継続とかお考えになっていますか。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

はい、子供たちの意見を聞くという機会は非常に重要だと思います、どのような形でやっていくかとかなどは色々御意見いただいたところで、考えていきたいと思っています。

【和田委員長】

よろしく願いいたします。

私の方から感想も含めてなんですけれども。ビデオをずっと眺めていて、私も学校出身者なので、生徒同士の話合いとかを見たときに、一つ思ったのは、学校の中でいじめの話が出てくると、「いじめしなきゃいいでしょ、悪いことはわかっていますよ」という答えがすぐ出てくるのですね。ただ、いじめの協議会になると、いじめをなくするためにはどうしたらいいのかっていう話になってくる。私が思ったことは、子供たちにもっといじめの実態を知ってもらいたいなど、率直に思いました。良い悪いじゃなくて、今いじめってどのくらい件数あるのか、本当に高校生まで届いているのかと思いましたが、定義も曖昧なところがありましたし、重大事態という言葉の意味もよく分からないと思いますし、また、その惨さとか悲しさとかそういったようなものも高校生の中には実際はよく分かっていないことが多いと思いました。

それから、もう一つは、先程ちょっと触れたのですけれども、周りの大人も必死になって頑張っているってことも知らなかった、東京都教育委員会がこのように改訂版まで出しているいじめ総合対策の中身についても、恐らく会議に出るために与えられた資料の中にあっただけでそれも知らなかった、そのような取組を社会がみんな総がかりでやっているのだということもよく分からなかった。

それから、法律の問題としてこれは人権問題なのだよ、高校生として扱うときに、「いじめ」っていう捉え方ではなくて、「人権」として捉えたときに、人に対しての誹謗中傷であるとか、様々な差別というものが、これは人権問題なのだよっていうところまでの深い読み取りがない中で話合いをしているわけですね。そうすると、結局はいじめなきゃいいのでしょ、悪いこと分かっているから気を付けましょうという話で終わってしまうのですけど、じっくりといじめについてもっと知ってもらいたいな、身近な問題として考えてもらいたいなっていうことが、一つありました。

次に、見ていて感じた感想なのですけれども、いじめがなければ良い学校か、よい学級かということです。つまり、いじめのないことを目標にするだけでいいのかということ。その先に何を見据えながら、いじめをなくしていこうとしているのかっていうことを、あの話合いの中で少し出てきているところがあります。つまり、人間関係を作っていくとか、相互の協力をしたりとか、一体感とか、連帯感とか、あるいは役割分担をすることができると、本当に充実した学級生活や学校生活が送れるという、そういう先を見通して、いじめをなくしていこうという考えに至っているのかどうかというところが少し気になりました。どうしてもいじめの話を取り上げると、取り上げていいのかなっていう話になってしまうので、むしろ、その先にあるものを見つめた話合いにならないだろうか、と思いました。

そういうことを踏まえて、1点目はこの協議会、是非、私も中学生や高校生あるいは異種学校間でのこういう協議会は、是非開いてもらいたいというのが一つあります。併せて、地域の人とかあるいは先生方とかそういう先生方達も頑張っていじめがないような取

組をしているということを協議会であったりとか、あるいはパネルディスカッションであったりとかいいと思うのですけれども、そういうような機会を継続的に行っていただきたい。イベントで終わってしまうのではなくて、継続的に行っていくことが大事だと思います。

2点目は、やはり高校生にもあるいは子供たちにも大人が何をやっているかっていうことを、この取組を紹介できるような、いじめ総合対策の子供バージョン、つまり子供たちに何をしたいとか、ああして欲しいということを要求するというものじゃなくて、みんなこういう取組しているということを知ってもらうような、子供向けのいじめ総合対策の資料を作ったらどうかと思いました。

それから、弁護士さんとか医者とかカウンセラーとかっていう専門家の人たちが企画する、いじめを考える、あるいはいじめを体験するような内容を企画してはどうかと思っています。私も、学校医の先生が学校に赴いて、小学生ですけれども、いじめというのはお医者さんから見るとどういうことをいっているのか、誰も知らないところで苦しんでいる人がいるのに、それをみんなは放置しているのと同じじゃないかっていうのを授業されていたお医者さんがいらっしゃるのですけれども、そういう専門家を交えて、そういう方達も参加するような、そういう話し合いとか体験を考えてみたらどうかと思っています。

色々と提案ばかりで恐縮なのですけれども、そしてまた、今回の高校生の協議会の中で提案された内容を、現在のいじめ総合対策の中に付け加えるような、そういうような内容に少しバージョンアップしてもいいかと思っています。話を聞いていたりとか、自分なりに深く考えてみたりしたことを、お話をさせていただきました。

他の皆さんもどうぞよろしくお願いします。坂上さん、お願いします。

【坂上委員】

私は臨床家ですので、本当に事例のことが頭に浮かぶのですけれども。学校で行なって欲しいこと、大人の信用と信頼を高めることを自分の身にも引きつけても大切だなと思っています。そうでない時に私なんかは担当することが多いのですけれども、自分で発信できないお子さんがとても学校で辛い目に合った事を相談されたことがありました。事例として話していいかどうか考えながらなんですが、特別支援学校高等部の生徒さんが登校時の検温で熱があり、帰宅すると平熱ということが一週間続き、医療的には異常がなく不明熱とのことで相談に来られました。重度の障害で発語はなく本人が動かせるのは眼球だけの生徒さんです。学校に依頼したところ、複数担任のなかでも年長の担任からの不適切な対応があったことが分かり、その対応にNOを発信する術が発熱しかなかった。本人には管理職がていねいに謝り、3名の担任も謝ったその翌日から発熱が治まり登校できるようになりました。若い担任は年長の担任がイライラを生徒にぶつけることに悩んでいたことも分かりました。教師の疲労とゆとりの無さが不適切対応を生んだのかもしれない。

大人が疲れていては、子供にいい対応ができないという深刻な事例を体験しましたので、生徒からの信用と信頼を高めるには、教職員のゆとりが大切。今、本当に現場はいっぱい、

いっぱい、先生方も本当に頑張っているんですけども、大変。子供たちもその先生方が大変な中で少し何かストレスを抱えてしまう。教師からの生徒へのいじめと言っているのか、不適切な対応しているのがあることがとても残念ですので、学校へ行って、私は本当に先生方が少しでもゆとりがある環境をと思っているところです。

【和田委員長】

はい。ありがとうございました。御意見をまだお伺いしたい委員の方もいらっしゃるのですが、この後議題もありますので、次の議題に移らせていただきます。よろしく願いしたいと思います。

それでは、次の審議に移ります。審議の（ウ）「いじめ防止対策推進法第 28 条及び第 30 条第 1 項に基づく報告」についてです。これからは非公開案件となりますので、傍聴の方、報道関係の方は、御退出いただきますようお願いいたします。

【和田委員長】

今日は、大変、熱心な御審議をいただきましてありがとうございます。以上で本日の審議はすべて終了といたします。進行を事務局にお返しします。よろしく申し上げます。

【事務局（福田指導部主任指導主事）】

和田委員長そして委員の皆様、貴重なご審議を賜り誠にありがとうございました。最後に 2 点事務連絡をさせていただきます。

第 1 に、今後の会議の日程についてです。第 5 回の会議につきましては令和 6 年 5 月を目途に、第 6 回の会議につきましては、令和 6 年 7 月を目途に実施したいと考えております。改めて電子メール等で、参加可能な日程を確認させていただき、決定してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第 2 に、会議録についてです。1 か月程度を目途に、会議録の案を、委員の皆様のメールアドレスに送信させていただきますので、5 日間程度の間で内容をご確認いただき、修正がある場合はご連絡をいただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の東京都教育委員会いじめ問題対策委員会を終了いたします。ありがとうございました。